

「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」の一部改正

平成 26 年 7 月 3 日
(下線部分変更箇所)

新	旧																																
<p>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p><u>(代表的な資産クラスとの騰落率の比較の記載様式)</u></p> <p><u>第 3 条の 2 規則第 3 条第 1 項第 2 号④に規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。</u></p> <p>○代表的な資産クラスとの騰落率を比較したイメージ図例</p> <p>〈当該ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉</p> <div style="text-align: right;">(○年○月～○年○月)</div> <p>(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率(％))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当ファンド*</th> <th>日本株</th> <th>先進国株</th> <th>新興国株</th> <th>日本国債</th> <th>先進国債</th> <th>新興国債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均値</td> <td>+4.3</td> <td>-13.6</td> <td>+1.2</td> <td>+4.9</td> <td>+2.3</td> <td>-8.8</td> <td>+10.9</td> </tr> <tr> <td>最大値</td> <td>35.5</td> <td>28.5</td> <td>57.0</td> <td>91.6</td> <td>4.1</td> <td>2.6</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>最小値</td> <td>-23.9</td> <td>-45.4</td> <td>-47.9</td> <td>-56.6</td> <td>0</td> <td>-18.9</td> <td>-18.2</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。</u></p>		当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	平均値	+4.3	-13.6	+1.2	+4.9	+2.3	-8.8	+10.9	最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9	最小値	-23.9	-45.4	-47.9	-56.6	0	-18.9	-18.2	<p>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p>
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債																										
平均値	+4.3	-13.6	+1.2	+4.9	+2.3	-8.8	+10.9																										
最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9																										
最小値	-23.9	-45.4	-47.9	-56.6	0	-18.9	-18.2																										

新	旧
<p><u>*〇年〇月～〇年〇月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。</u></p> <p><u>*各資産クラスの指数</u></p> <p>日本株・・・〇〇〇〇〇〇 先進国株・・・〇〇〇〇〇〇 新興国株・・・〇〇〇〇〇〇 日本国債・・・〇〇〇〇〇〇 先進国債・・・〇〇〇〇〇〇 新興国債・・・〇〇〇〇〇〇</p> <p><u>(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。</u></p> <p><u>(記載上の留意事項)</u></p> <p>1. <u>イメージ図は、例示のため、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。なお、図中に平均、最大、最小の騰落率が表示されている場合には「(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率(%))」の表は、表示しなくても差し支えない。</u></p> <p>2. <u>代表的な資産クラスとの比較のグラフを記載するに当たり、本グラフを掲載する趣旨を投資家に理解しやすくするために、例えば、「グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。」旨の記載をする等、創意工夫するものとする。</u></p> <p><u>(ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移の記載様式)</u></p> <p><u>第3条の3 規則第3条第1項第2号⑤に規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>○ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を示したイメージ図例</u></p>	

新	旧
<p>○. ○. ○ ○. ○. ○ ○. ○. ○ ○. ○. ○ ○. ○. ○</p>	
<p><u>(記載上の留意事項)</u></p>	
<p>1. <u>イメージ図は、例示のため、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。</u></p>	
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (同 左)</p>
<p>(分配の推移の記載方法)</p>	<p>(分配の推移の記載方法)</p>
<p>第5条 規則第3条第1項第3号a)②に定める方法は以下のとおりとする。</p>	<p>第5条 規則第3条第3号a)②に定める方法は以下のとおりとする。</p>
<p>記載例 (略)</p>	<p>記載例 (同 左)</p>
<p>(手続・手数料等の記載様式)</p>	<p>(手続・手数料等の記載様式)</p>
<p>第6条 規則第3条第1項第4号に規定する細則に定める様式は、次に掲げる様式とする。ただし、上場投資信託、財形給付金ファンド（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき勤労者を受益者とする投資信託であって、当該投資信託の設定に充てられる金銭を、当該勤労者を</p>	<p>第6条 規則第3条第4号に規定する細則に定める様式は、次に掲げる様式とする。ただし、上場投資信託、財形給付金ファンド（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき勤労者を受益者とする投資信託であって、当該投資信託の設定に充てられる金銭を、当該勤労者を雇用し</p>

新	旧																																								
<p>雇用している事業主が全額拠出する投資信託)、確定拠出年金専用ファンド(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づき、個人又は事業主が拠出した資金を運用するための投資信託)は、当該ファンドの特徴を踏まえた内容によることができるものとする。</p> <p>① お申込みメモ</p> <table border="1"> <tr><td>購入単位</td><td></td></tr> <tr><td>購入価額</td><td></td></tr> <tr><td>購入代金</td><td>※記載上の留意事項「1.」</td></tr> <tr><td>換金単位</td><td></td></tr> <tr><td>換金価額</td><td></td></tr> <tr><td>換金代金</td><td>※記載上の留意事項「2.」</td></tr> <tr><td>申込締切時間</td><td></td></tr> <tr><td>購入の申込期間</td><td>※記載上の留意事項「3.」</td></tr> <tr><td>換金制限</td><td>※記載上の留意事項「4.」</td></tr> <tr><td>購入・換金申込受付 の中止及び取消し</td><td>※記載上の留意事項「5.」</td></tr> <tr><td>信託期間</td><td>※記載上の留意事項「6.」</td></tr> <tr><td>繰上償還</td><td>※記載上の留意事項「7.」</td></tr> <tr><td>決算日</td><td></td></tr> <tr><td>収益分配</td><td>※記載上の留意事項「8.」</td></tr> <tr><td>信託金の限度額</td><td></td></tr> <tr><td>公告</td><td></td></tr> <tr><td>運用報告書</td><td>※記載上の留意事項「9.」</td></tr> <tr><td>課税関係</td><td>※記載上の留意事項「10.」</td></tr> </table> <p>(記載上の留意事項)</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 「運用報告書」は、運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は、<u>交付運用報告書とする。</u>)の作成時期、及び知れている受益者に対して交付される旨を記載するものとする。</p> <p>10. ～11. (略)</p> <p>② ファンドの費用・税金 (ア) ファンドの費用</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">投資者が直接的に負担する費用</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	購入単位		購入価額		購入代金	※記載上の留意事項「1.」	換金単位		換金価額		換金代金	※記載上の留意事項「2.」	申込締切時間		購入の申込期間	※記載上の留意事項「3.」	換金制限	※記載上の留意事項「4.」	購入・換金申込受付 の中止及び取消し	※記載上の留意事項「5.」	信託期間	※記載上の留意事項「6.」	繰上償還	※記載上の留意事項「7.」	決算日		収益分配	※記載上の留意事項「8.」	信託金の限度額		公告		運用報告書	※記載上の留意事項「9.」	課税関係	※記載上の留意事項「10.」	投資者が直接的に負担する費用		<p>ている事業主が全額拠出する投資信託)、確定拠出年金専用ファンド(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づき、個人又は事業主が拠出した資金を運用するための投資信託)は、当該ファンドの特徴を踏まえた内容によることができるものとする。</p> <p>① お申込みメモ</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p>(記載上の留意事項)</p> <p>1. ～8. (同 左)</p> <p>9. 「運用報告書」は、運用報告書の作成時期、及び知れている受益者に対して交付される旨を記載するものとする。</p> <p>10. ～11. (同 左)</p> <p>② ファンドの費用・税金 (ア) ファンドの費用</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">投資者が直接的に負担する費用</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	投資者が直接的に負担する費用	
購入単位																																									
購入価額																																									
購入代金	※記載上の留意事項「1.」																																								
換金単位																																									
換金価額																																									
換金代金	※記載上の留意事項「2.」																																								
申込締切時間																																									
購入の申込期間	※記載上の留意事項「3.」																																								
換金制限	※記載上の留意事項「4.」																																								
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	※記載上の留意事項「5.」																																								
信託期間	※記載上の留意事項「6.」																																								
繰上償還	※記載上の留意事項「7.」																																								
決算日																																									
収益分配	※記載上の留意事項「8.」																																								
信託金の限度額																																									
公告																																									
運用報告書	※記載上の留意事項「9.」																																								
課税関係	※記載上の留意事項「10.」																																								
投資者が直接的に負担する費用																																									
投資者が直接的に負担する費用																																									

新				旧			
		購入時手数料	※記載上の留意事項「2.」			購入時手数料	
		信託財産留保額				信託財産留保額	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
※	}	運用管理費用（信託報酬）	※記載上の留意事項「3.」	※	}	運用管理費用（信託報酬）	
		（委託会社）	※記載上の留意事項「3.」			（委託会社）	
		（販売会社）	※記載上の留意事項「3.」			（販売会社）	
		（受託会社）	※記載上の留意事項「3.」			（受託会社）	
		その他の費用・手数料	※記載上の留意事項「5.」			その他の費用・手数料	
※内書き箇所 （記載上の留意事項）				※内書き箇所 （記載上の留意事項）			
1. (略)				1. (同 左)			
2. <u>購入時手数料については、当該手数料を対価とする役務の内容を当該手数料と対比できるように表内に記載するものとする。</u>				2. <u>運用管理費用（信託報酬）については、運用管理費用（信託報酬）の総額表示のみでなく、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するとともに、以下の事項を参考に対比できるように表内に記載するものとする。</u>			
3. <u>運用管理費用（信託報酬）については、運用管理費用（信託報酬）の総額表示のみでなく、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するとともに、以下の事項を参考に対比できるように表内に記載するものとする。</u> <u>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</u> <u>（委託会社） 委託した資金の運用の対価</u> <u>（販売会社） 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</u> <u>（受託会社） 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</u>				2. <u>運用管理費用（信託報酬）については、運用管理費用（信託報酬）の総額表示のみでなく、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するものとする。</u>			
4. (略)				3. (同 左)			
5. <u>その他の費用・手数料は、主要なものについて、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料等を対価とする役務の内容（例えば、監査に係る手数料等）を記載する。また、事前に料率等を記載することができない場合はその旨及びその理由、請求目論見書で確認できる場合はその旨の記載をするものとする。</u>				4. <u>その他の費用・手数料は、主要なものについて、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載する。また、事前に料率等を記載することができない場合はその旨及びその理由、請求目論見書で確認できる場合はその旨の記載をするものとする。</u>			
6. <u>上記項目以外の費用を徴収するファンドで別に記載すべき費用があるファンド（例えば、換金時に手数料を徴収するファンドなど）は、適宜、項目を追加し、当該費用及びそれを対価とする役務の内容を記載するものとする。</u>				5. <u>上記項目以外の費用を徴収するファンドで別に記載すべき費用があるファンド（例えば、換金時に手数料を徴収するファンドなど）は、適宜、項目を追加し、当該費用の内容を記載するものとする。</u>			
7. (略)				6. (同 左)			
8. (略)				7. (同 左)			

新	旧																																				
<p>(イ) 税金</p> <p>(略)</p> <p>【株式投資信託の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税金は表に記載の時期に適用されます。 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。 <table border="1" data-bbox="211 552 1292 784"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>項 目</th> <th>税 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分配時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>配当所得として課税 普通分配金に対して●%</td> </tr> <tr> <td>換金（解約）時 及び償還時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して●%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 上記は、●年●月●日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 法人の場合は上記とは異なります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 <p>【公社債投資信託の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税金は表に記載の時期に適用されます。 以下の表は、個人投資者の税率です。（非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。） <table border="1" data-bbox="211 1161 1292 1392"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>項 目</th> <th>税 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分配時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>利子所得として課税 分配金に対して●%</td> </tr> <tr> <td>換金（解約）時 及び償還時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>利子所得として課税 換金（解約）時及び償還時の（個 別）元本超過額に対して●%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 上記は、●年●月●日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 法人の場合は上記とは異なります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 <p>(以下略)</p>	時 期	項 目	税 金	分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して●%	換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して●%	時 期	項 目	税 金	分配時	所得税及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して●%	換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	利子所得として課税 換金（解約）時及び償還時の（個 別）元本超過額に対して●%	<p>(イ) 税金</p> <p>(同 左)</p> <p>【株式投資信託の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税金は表に記載の時期に適用されます。 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。 <table border="1" data-bbox="1448 552 2529 784"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>項 目</th> <th>税 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分配時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>配当所得として課税 普通分配金に対して <u>10%</u></td> </tr> <tr> <td>換金（解約）時 及び償還時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して <u>10%</u></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 上記は、●年●月●日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 法人の場合は上記とは異なります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 <p>【公社債投資信託の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税金は表に記載の時期に適用されます。 以下の表は、個人投資者の税率です。（非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。） <table border="1" data-bbox="1448 1161 2529 1392"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>項 目</th> <th>税 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分配時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>利子所得として課税 分配金に対して <u>20%</u></td> </tr> <tr> <td>換金（解約）時 及び償還時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>利子所得として課税 換金（解約）時及び償還時の（個 別）元本超過額に対して <u>20%</u></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 上記は、●年●月●日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 法人の場合は上記とは異なります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 <p>(同 左)</p>	時 期	項 目	税 金	分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <u>10%</u>	換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して <u>10%</u>	時 期	項 目	税 金	分配時	所得税及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して <u>20%</u>	換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	利子所得として課税 換金（解約）時及び償還時の（個 別）元本超過額に対して <u>20%</u>
時 期	項 目	税 金																																			
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して●%																																			
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して●%																																			
時 期	項 目	税 金																																			
分配時	所得税及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して●%																																			
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	利子所得として課税 換金（解約）時及び償還時の（個 別）元本超過額に対して●%																																			
時 期	項 目	税 金																																			
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <u>10%</u>																																			
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して <u>10%</u>																																			
時 期	項 目	税 金																																			
分配時	所得税及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して <u>20%</u>																																			
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	利子所得として課税 換金（解約）時及び償還時の（個 別）元本超過額に対して <u>20%</u>																																			

新	旧
<p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用し、同日前に提出される有価証券届出書については、なお、従前の例による。</u></p> <p><u>2. 金商法附則（平 25 法 45 第 38 条（検討））に「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。</u></p>	